

高根沢町部活動地域移行推進委員会を傍聴される方へ

この会議は、下記のとおり傍聴していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 定員 先着 10 名様までです。

2 手続き

- (1) 集団で傍聴を希望される団体様は、会議当日の 30 分前までに生涯学習課へ連絡ください。
- (2) 会議当日、開始時刻 15 分前から会場入口で受付を開始します。
- (3) 会議の開始時刻 10 分前までに、所定事項を記入し、係員の指示を受けて入場してください。
- (4) 会議の開始時刻 5 分前までに着席していただくようお願いします。
- (5) 会議の途中での入退出は、原則できません。会議の一部を聞いて全体を判断してほしくないためと、再入室の確認作業が必要になるためです。ご了承ください。

3 傍聴できない方

- (1) 次のいずれかに該当すると認められる方は、傍聴することができません。
 - ① 酒気を帯びていると認められる。
 - ② 銃器、刃物その他に危害を加えたり、迷惑を及ぼしたりするおそれのある物を携帯している。
 - ③ 看板、張り紙、プラカード、旗、メガホンその他の示威宣伝用に供される物を携帯している。
 - ④ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している。
 - ⑤ 委員長が傍聴を不適当と認める場合
- (2) 委員長は、係員を通して上に掲げた物品を携帯しているか否かを質問することがあります。
- (3) 委員長の質問に対して応じない場合は、入場を禁止することがあります。

4 禁止事項

次のいずれかに該当する行為は禁止されております。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、または拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、または賛否を表明すること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）、または喫煙すること。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の通信機器で着信音を発すること、または通話すること。
- (6) 録音機、写真機、撮影機の類を持ち込み、使用すること。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (7) その他、会議の妨害となるような挙動をすること。

5 退場いただく場合

公開しない会議を開く時、あるいは委員長が退場を命じた時は、速やかに退場していただきます。

6 その他

その他規定されていないことについては、委員長の指示に従っていただきます。

～学ぼう！活かそう！生涯学習～
高根沢町教育委員会事務局生涯学習課 生涯学習係
Tel：675-3175 Fax：675-3173
E-mail：syougai@town.takanezawa.tochigi.jp

